

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成29年2月10日（金） 9：31～9：42

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：高市早苗 国務大臣（総務大臣、内閣府特命担当大臣）  
金田勝年 国務大臣（法務大臣）  
松野博一 国務大臣（文部科学大臣）  
塩崎恭久 国務大臣（厚生労働大臣）  
山本有二 国務大臣（農林水産大臣）  
世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）  
石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）  
山本公一 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）  
稻田朋美 国務大臣（防衛大臣）  
菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）  
今村雅弘 国務大臣（復興大臣）  
松本純 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）  
鶴保庸介 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
石原伸晃 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
加藤勝信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
山本幸三 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
丸川珠代 国務大臣

欠席者：安倍晋三 内閣総理大臣  
麻生太郎 国務大臣（副総理、財務大臣、内閣府特命担当大臣）  
岸田文雄 国務大臣（外務大臣）

陪席者：野上浩太郎 内閣官房副長官  
杉田和博 内閣官房副長官  
横畠裕介 内閣法制局長官

欠席者：萩生田光一 内閣官房副長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 4件
- 国会提出案件 11件
- 法律案 9件
- 政令 5件
- 人事 4件

いずれも、案件表のとおり、決定となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、野上副長官から御説明申し上げます。

○野上内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「産業競争力の強化に関する実行計画の改定」及び「重点施策等に関する報告書」について、御決定をお願いいたします。本件は、産業競争力強化法に基づき、成長戦略関連施策のうち、重点的に講すべき施策を定めるとともに、現行計画に掲げられた重点施策の進捗、実施の状況等に関する報告書を国会に提出するものであります。

次に、NHKの「平成29年度収支予算等」について国会の承認を求めるについて、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、平成27年度における国有林野事業の債務及び旧国鉄長期債務の処理状況報告について、御決定をお願いいたします。本件は、旧国有林野事業改革特措法及び国鉄清算事業団債務処理法に基づき、国会に報告するものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書8件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律案9件について、御決定をお願いいたします。まず、「福島復興再生特別措置法の一部改正法案」は、福島の復興及び再生を一層推進するため、市町村による特定復興再生拠点区域の計画の作成、同計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合の特例等について定めるものであります。

次に、「電波法及び電気通信事業法の一部改正法案」は、電波利用料の額の改定、船舶自動識別装置による無線通信の衛星通信への拡大に係る規定の整備等を行うものであります。

次に、「在外公館名称位置給与法の一部改正法案」は、在レシフェ日本国総領事館及びアフリカ連合日本政府代表部を新設するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定等を行うものであります。

次に、「農業競争力強化支援法案」は、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現に関し、国の責務及び国が講すべき施策等を定め、農業生産に関連する事業の再編等を促進するための措置等を講ずるものであります。

次に、「農業機械化促進法を廃止する等の法律案」及び「主要農作物種子法を廃止する法律案」は、最近における農業をめぐる状況の変化に鑑み、農業機械化促進法及び主要農作物種子法をそれぞれ廃止等するものであります。

次に、「都市緑地法等の一部改正法案」は、都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進するため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の記載事項の拡充等の措置を講ずるものであります。

次に、「水防法等の一部改正法案」は、大規模な洪水等に対する防災・減災対策を推進するため、要配慮者利用施設における避難体制の強化等の措置を講ずるものであります。

次に、「防衛省設置法等の一部改正法案」は、自衛官定数の変更、自衛隊の組織の

改編並びに日英及び日豪物品役務相互提供協定の締結に伴う所要の規定の整備等の措置を講ずるものであります。

次に、政令5件について、御決定をお願いいたします。まず、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正法の一部の施行に伴う関係政令の整備政令」は、同改正法の一部の施行により、専門スタッフ職俸給表に4級が追加されることに伴い、国家公務員退職手当法施行令その他の関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「行政機関個人情報保護法等改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年5月30日と定めるものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備等政令」は、同改正法の施行に伴い、個人識別符号の範囲を定めるなどの関係政令の規定の整備等を行うものであります。

次に、「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令」は、平成29年度の被用者保険等保険者に係る介護納付金の算定の特例に係る割合について、平成28年度と同様に100分の1と定めるものであります。

次に、「国民年金法施行令の一部を改正する政令」は、マイナンバー法整備法の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、東京高等裁判所長官戸倉三郎を最高裁判所判事に任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、天皇皇后両陛下のベトナム国御訪問に際しまして、参議院議員中曾根弘文に首席随員を、官内庁長官山本信一郎外15名に随員をそれぞれ命ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といったとして、簡易裁判所判事に任命するもの外1件について、御決定をお願いいたします。

次に、尾崎彪夫外237名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。なお、京都大学名誉教授岡田節人を従三位に叙するものがあります。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「ワーキング・ホリデー制度に関する協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、ハンガリーとの間で、休暇を目的として入国を希望する相手国の青少年に対し、その旅行資金を補うための付随的な就労を認める法的枠組みについて定めるものであります。なお、14日の署名まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「日米相互防衛援助協定に基づく化学剤の呈色反応を識別する装置に係る共同研究に関する書簡」を米国との間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、当該共同研究に関する計画の実施のために必要な情報、装備及び資材を相互に提供し、必要な資金を共同して負担すること等について取り極めるものであります。なお、14日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、総務大臣。

○高市国務大臣：日本放送協会の平成29年度の収支予算につきましては、事業収入

が7,118億円、事業支出が7,020億円、事業収支差金が98億円となっております。事業計画につきましては、国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、我が国の経済成長の牽引力として期待される4K・8K等の先導的なサービスの推進等に取り組むこととなっております。総務大臣といたしましては、この収支予算等について、おおむね妥当なものと認められるとした上で、協会の在り方について、「業務」、「受信料」、「ガバナンス」の三位一体で改革を進める検討を早急に実施することを求めるとともに、この収支予算等の実施に当たっては、協会の経営が国民・視聴者の負担する受信料によって支えられていることを十分に自覚し、業務の合理化・効率化に向けたたゆまぬ改善の努力を行うとともに、国民・視聴者に対する説明責任を果していくことが必要であるとする意見を付しております。また、特に配意すべき事項として、例えば、コンプライアンス徹底の観点から、協会の職員による着服事案については、業務の実施体制、チェック体制を改めて見直し、早急に適切な再発防止策を講ずることと指摘しております。

○菅国務大臣：次に、私から2件申し上げます。まず、天皇皇后両陛下のベトナム国御訪問の御日程について、申し上げます。

去る1月20日の閣議において決定された天皇皇后両陛下のベトナム国御訪問については、その後、同国政府及び御訪問の帰途お立ち寄りになるタイ国の政府と御日程について協議を進めた結果、2月28日東京御出発、3月6日御帰国と決定されましたので、御報告します。

次に、海外出張不在中の臨時代理等について、申し上げます。

安倍内閣総理大臣、麻生副総理及び岸田大臣は、それぞれ海外出張いたしておりますが、その出張不在中、内閣総理大臣の臨時代理には、麻生副総理帰朝までの間は私が、副総理帰朝後は副総理が指定され、また、私が外務大臣の臨時代理に、高市大臣が財務大臣の臨時代理及び金融担当大臣の事務代理に、それぞれ指定又は命ぜられておりますので御了知願います

これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

## ◎一般案件

- 資料あり ○ 産業競争力の強化に関する実行計画の改定について（決定）（内閣官房）
- 〃 ○ 放送法第70条第2項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（決定）（総務省）

## ◎国会提出案件

- 資料あり ○ 平成28年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書について（決定）（内閣官房）
- 〃 ○ 平成27年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告について（決定）（農林水産省）
- 〃 ○ 平成27年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告について（決定）（国土交通省）
- 〃 ○ 1. 衆議院議員逢坂誠二（民進）提出内閣総理大臣が国会に対して憲法改正の議論を促すことのできる根拠に関する再質問に対する答弁書について（決定）（内閣官房）
1. 衆議院議員逢坂誠二（民進）提出2020年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問に対する答弁書について（決定）（内閣府本府）
1. 参議院議員有田芳生（民進）提出国内で発見された行方不明者に関する質問に対する答弁書について（決定）（警察庁）
1. 衆議院議員逢坂誠二（民進）提出いわゆる共謀罪に関し一般人は含まれないとする菅官房長官の発言内容に関する再質問に対する答弁書について（決定）（法務省）

1. 衆議院議員照屋寛徳（社民）提出日米地位協定の軍属に関する補足協定に関する質問に対する答弁書について（決定）（外務省）
1. 衆議院議員逢坂誠二（民進）提出国立大学法人への文部科学省職員の派遣および出向等の状況に関する質問に対する答弁書について（決定）（文部科学省）
1. 衆議院議員初鹿明博（民進）提出介護福祉士試験の受験申込者数半減に関する質問に対する答弁書について（決定）（厚生労働省）
1. 参議院議員伊藤孝恵（民進）提出介護職員処遇改善に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）

### ◎法律案

- 資料あり ○福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（決定） 復興庁・財務・農林水産・  
経済産業・国土交通・環境省
- 〃 ○電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律案（決定）（総務・財務省）
- 〃 ○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（外務省）
- 〃 ○農業競争力強化支援法案（決定）（農林水産・財務・経済産業省）
- 〃 ○農業機械化促進法を廃止する等の法律案（決定）（農林水産省）
- 〃 ○主要農作物種子法を廃止する法律案（決定）（同上）
- 〃 ○都市緑地法等の一部を改正する法律案（決定）（国土交通・財務省）
- 〃 ○水防法等の一部を改正する法律案（決定）（同上）
- 〃 ○防衛省設置法等の一部を改正する法律案（決定）（防衛省・内閣府本府・財務省）

資料  
あ  
り

### ◎政 令

- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）（内閣官房）
- 〃 ○行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行期日を定める政令（決定）（総務省）
- 〃 ○行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（決定）  
(総務省・個人情報保護委員会・財務省)
- 〃 ○介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令（決定）（厚生労働・財務省）
- 〃 ○国民年金法施行令の一部を改正する政令（決定）  
(厚生労働省)

資料  
あ  
り

### ◎人 事

- 高等裁判所長官戸倉三郎を最高裁判所判事に任命することについて（決定）
- 〃 ○参議院議員中曾根弘文外16名に天皇皇后両陛下ベトナム国御訪問につき首席随員等を命ずることについて（決定）
- 資料  
な  
り  
し
- ☆米山正明を簡易裁判所判事に任命し、判事兼簡易裁判所判事澤野芳夫外1名を願に依り免ずることについて（決定）
- 資料  
あ  
り
- 元三重県副知事尾崎彪夫外237名の叙位又は叙勲について（決定）

[○署名あり ☆署名なし]

◎一般案件

- 資料あり ○ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府と  
ハンガリー政府との間の協定の署名について  
(決定) (外務省)
- 〃 ○日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協  
定に基づく化学剤の呈色反応を識別する装置に係  
る共同研究に関する書簡の交換について (決定)  
(同上)

[○署名あり ☆署名なし]